V. スポーツ庁の設置の検討に関するこれまでの経緯

本章では、これまでの体育・スポーツに係る事務を所管する行政機構の変遷及びスポーツ庁の設置の検討に関する議論の経緯を整理する。さらに、スポーツ庁設置に係る有識者検討会議の指摘事項を取りまとめる。

1. 体育・スポーツの行政機構変遷

(1) 明治時代~終戦後²⁰

体育・スポーツに係る事務を所管する行政機構の変遷については、明治 11 年に文部省(現、文部科学省) 直轄の体操伝習所の創設(明治 19 年廃止)にまで遡るものと考えられる。当該伝習所を中心に近代体操の研究・普及、体操教員の養成が行われたとされる。その後、明治 33 年 4 月に文部省大臣官房に学校衛生課が新設され、明治 36 年に一度廃止となるが、大正 10 年に再び設置されている。さらに、大正 13 年には体育に関する研究及び指導を行うため、文部省直轄の体育研究所が創設されている。

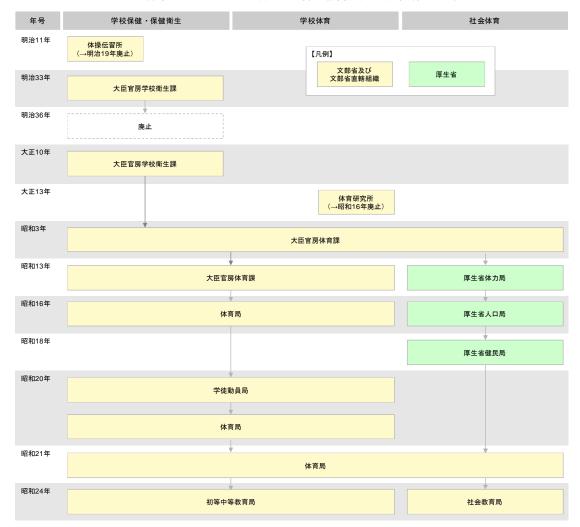
昭和3年5月、文部省分課規程の改正によって学校衛生課が体育課に改称され、翌4年には文部大臣の諮問機関として体育運動審議会が設置され、以後体育行政は学校衛生行政をも含んで推進されることになった。

昭和 13 年 1 月、厚生省(現、厚生労働省)が創設されたことにより、学校体育を除く社会体育は、文部省から厚生省体力局の所管に移されることになった。他方、文部省でも、国民体位の向上・国防能力の向上のための学徒の保健衛生・体育向上の施策が強化され、昭和 16 年 1 月に大臣官房体育課を昇格させる形で体育局が新設された。しかし学徒動員が強められて体育活動が衰微したため、昭和 20 年 7 月に体育局は廃止され、新設された学徒動員局に併合されることになった。

終戦直後の昭和 20 年 9 月、学徒動員局に吸収されていた体育局が復活し、翌 21 年 1 月 には厚生省所管の社会体育行政が文部省に統合され、我が国の体育行政は文部省に一元化された。

昭和 24 年 5 月、新たに制定された文部省設置法によって新しい文部省の組織と任務が明確にされたことに伴い、体育局は廃止され、学校の保健衛生に関する事務及び学校体育に関する事務は初等中等教育局に、社会体育に関する事務は社会教育局(現、生涯学習政策局)に移された。

²⁰ 学制百年史「第三章 教育制度の拡充 (大正六年~昭和十一年)」「第四章 戦時下の教育 (昭和十二年~昭和二十年)」の記述を参考にしている。



図表 体育・スポーツに係る事務を所管する行政機構の変遷

資料)新日本有限責任監査法人が作成。

(2) 昭和 30 年代~現在21

昭和30年代になって体育・スポーツの発展のため、行政機構の整備を求める声が高まった。それを受けて、昭和33年5月、文部省に体育局が復活した。それ以来、同局は体育課、スポーツ課(昭和37年3月までは運動競技課)、学校保健課、学校給食課の4課で構成されてきた。しかし、スポーツに対する国民のニーズの増大と多様化に応え、また、我が国選手の競技力の向上を図るため、行政の積極的な対応が必要になったことから、昭和63年7月にスポーツ課を生涯スポーツ課と競技スポーツ課に分離し、それぞれの分野の行政を独自の課で体系的に行うこととした。同時に、長期化する人生の全生涯にわたり心身ともに健康で充実した生涯を送ることができるよう、健康教育を充実する必要があることから、学校保健及び学校安全並びに学校給食をそれぞれ所管する学校保健課と学校給食課を統合して学校健康教育課を設置し、健康教育の総合的な推進を図ることとした。



図表 体育局及びスポーツ・青少年局の変遷

21 学制百二十年史「第八章 体育・スポーツ及び健康教育」の記述を参考にしている。

40

資料)新日本有限責任監査法人が作成。

2. スポーツ庁設置構想の議論の経緯

ここでは、スポーツ庁設置構想に係るこれまでの議論を整理することとする。

スポーツ庁の設置に係る議論は、内閣総理大臣の要請により「スポーツの振興に関する 懇談会」が昭和63年3月に取りまとめた報告書で、「中央のスポーツ行政組織については、 当面、文部省の担当部局の強化充実を図り、将来は、行政改革の動向も勘案し、スポーツ 省の設置を目指すべきである。」と明記されたところに遡るものと考えられる。

その後、近年では、平成 19 年に、遠藤利明文部科学副大臣(当時)の私的諮問会議である「スポーツ振興に関する懇談会」が取りまとめた「『スポーツ立国』ニッポン〜国家戦略としてのトップスポーツ〜」で、「『スポーツ省(庁)』を設置し、『スポーツ担当大臣』を配置する。国家がスポーツに対して最終的な責任をもつことを明確にし、現在、複数の省庁が行っているスポーツ行政を統合して一元化する。」と提言している。

平成 23 年 6 月には、超党派のスポーツ議員連盟内のプロジェクトチームによる議論等を経て「スポーツ基本法」が成立した。その附則第 2 条では「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

平成 24 年 3 月には「スポーツ基本計画」が策定され、第 4 章 (2) の後段に、「さらに、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることとする。」と規定された。

上記のスポーツ庁の設置に関する議論の経緯を以下の図表に整理している。

図表 スポーツ庁設置等に関する議論

年	月	議論の経緯	議論の内容
昭和	3月	「スポーツの振興に関する懇談	・中央のスポーツ行政組織については、当面、文部省の
63年		会」の報告書が、スポーツ省の	担当部局の強化充実を図り、将来は、行政改革の動向
		設置を目指すことを提言	も勘案し、スポーツ省の設置を目指すべきである。
平成	8月	スポーツ振興に関する懇談会の	・『スポーツ省(庁)』を設置し、『スポーツ担当大臣』
19年		報告書である「『スポーツ立国』	を配置する。国家がスポーツに対して最終的な責任を
		ニッポン〜国家戦略としてのト	もつことを明確にし、現在、複数の省庁が行っている
		ップスポーツ~」が、新スポー	スポーツ行政を統合して一元化する。
		ツ振興法の制定を提言	・日本のスポーツ界全体を統括し、スポーツ振興の施
			策・事業を執行する機能を有する組織として、『日本
			スポーツコミッション(仮称)』を設立する。この組
			織は、我が国のスポーツ振興の施策・事業の執行に対
			する全責任をもち、その結果に対する評価を受ける。
			・我が国のスポーツ政策・施策の立案及び遂行を支える
			情報機関として、『スポーツ情報戦略局(仮称)』(独

年	月	議論の経緯	議論の内容
			立行政法人)を設立する。スポーツ情報戦略局(仮称)
			を頂点として、各関係機関に情報戦略セクション及び
			情報戦略スタッフを設置・配置し、『情報戦略コミュ
			ニティー』を確立する。
	12月	教育再生会議「第三次報告」が、	・体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上
		スポーツ振興に関する国の責務	を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する。
		の明確化等を提言	・スポーツを振興するため、例えばスポーツ庁など一元
			的な行政組織の在り方の検討を行う。スポーツ振興は
			国の責務であることを法的に明確にする。
平成	6月	自由民主党政務調査会スポーツ	・国家戦略としてのスポーツ振興政策を展開するため、
20年		立国調査会が、我が国における	スポーツ関連行政を一元的に推進できる体制を整備
		国家戦略としてのスポーツの在	する。このため、今後、「スポーツ省 (庁)」の設置に
		り方及び戦略を提言	取り組むとともに、スポーツ振興体制の整備と関係組
			織の拡充・強化を図る。
平成	5月	教育再生懇談会「第四次報告」	・新たなスポーツ振興基本計画の策定やその着実な推進
21 年		が、スポーツに関する基本法の	のため、新たにスポーツ庁を設置するなど、国のスポ
		制定を提言	ーツ振興行政体制を強化する。
		超党派スポーツ議員連盟が新ス	・一体的・効果的にスポーツに関する施策を推進するた
		ポーツ振興法制定プロジェクト	めに、国の関係行政機関が連携するしくみを検討す
		チームの「スポーツ基本法に関	る。
		する論点整理」を了承	
平成	8月	文部科学省「スポーツ立国戦略」	・現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行
22年		が、スポーツ基本法の整備を提	するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設す
		言	る。
			・政府の行政組織の検討の中で、「スポーツ庁」等の在
			り方について検討する。
平成	6 月	スポーツ基本法(平成 23 年法	・政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するた
23年	24 日	律第78号)公布	め、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置
			等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本
			方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基
			づいて必要な措置を講ずるものとする (附則第2条)。
平成	3 月	スポーツ基本計画策定	・スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポ
24年	30 日		ーツ庁及びスポーツに関する審議会の設置等行政組
			織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との
			整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づき必要
			な措置を講じることとする(第4章(2))

資料)後藤雅貴「スポーツ基本法の制定」『立法と調査』2011.9 No.320 を基に、新日本有限責任監査法人が作成。

なお、本事業で設置した有識者検討会議による主な指摘については、巻末の参考資料にまとめている。